

(V) 資源・環境対策の推進

環境問題に対する国民の関心が高まる中で、農業が本来有する自然循環機能を発揮することにより、我が国農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものへ転換していくことが重要である。また、地球温暖化問題に関しては、我が国は温室効果ガス排出量を2020年までに1990年比で25%削減する目標を掲げており、農業分野においても、温室効果ガス排出削減・吸収に向けた地球温暖化対策を強力に推進する必要がある。このため、環境と調和の取れた農業生産活動を促進するとともに、地球温暖化の防止や資源の循環利用の観点から、バイオマスの利活用及び農業生産における省エネルギー化や新エネルギー利用を促進する。

1 環境と調和のとれた農業生産の推進

農業生産に伴う環境負荷を低減するため、引き続き、行政機関、普及指導センター、生産者団体等の連携の強化を図りながら以下の取組を推進する。また、普及指導センターの重点的活動等を通じて、環境と調和のとれた農業生産技術の普及を推進する。

(1) 農業が有する環境保全機能の向上に配慮した持続的な農業の推進

ア 環境保全型農業の位置づけ及び推進方向

環境保全型農業とは「農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減、さらには農業が有する環境保全機能の向上に配慮した持続的な農業」であり、今後、環境に対する農業の公益的機能を高めていく必要がある。

こうしたことも踏まえつつ、今後は 全ての農業生産活動をより環境保全を重視したものに転換することを基本とし、具体的には全ての農業者が、①たい肥の施用等による土づくりの励行、②土壌診断に基づく適正な施肥、③発生予察情報の活用等による効果的・効率的な防除、④使用済み廃プラスチック等の廃棄物の適正処理、⑤エネルギーの節減等を内容とする農業環境規範を遵守した生産を行うことを目指す。

また、併せて、環境保全に資するレベルの高い取組の拡大を図ることにより、一層の環境負荷の軽減と併せて農業が有する環境保全機能の向上を目指す。

農業生産に伴う環境負荷の低減と温暖化防止や生物多様性保全など環境保全機能の向上を図るために、農業者自身による新たな技術や先進的取組事例の交換を通じた技術の向上普及、さらには消費者や流通関係者の環境保全型農業及びその農産物への理解の促進が重要であることに鑑み、これら目的のための農業者の研究会、農業者と消費者・流通関係者等との交流会や講師派遣などの活動を推進する。

< 関連情報 >

農林水産省HP「今後の環境保全型農業に関する検討会」

(http://www.maff.go.jp/j/study/kankyo_hozen/index.html)

イ 農業環境規範の実践

農業環境規範は、環境と調和のとれた農業生産活動を促進するため、原則として全ての農業者が最低限取り組むべき内容を示したものである。農林水産省では、同規範の普及・定着を促進するために、現在実施している一部の施策等において、これを受益する農業者にその実践を求めているところである。

今後も、農業者及び農業関係者に対し、農業環境規範の趣旨、内容等について引き続き周知するとともに、農業者が農業環境規範を実践し、自ら点検を行い、必要に応じて改善に努めるよう徹底する。また、GAPの共通基盤部分に関するガイドラインの中に農業環境規範で定めた事項を盛り込み、GAPの導入・推進の取組の中で、農業環境規範の実践を推進する。

<関連情報>

農林水産省HP「環境保全型農業関連情報」

(http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen_type/h_kihan/index.html)

ウ 環境負荷を低減する先進的な取組の面的拡大

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律110号）に基づき、土づくりと化学肥料及び化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者（エコファーマー）の認定を促進し、持続性の高い農業生産方式の導入を促進する。

また、農業による環境負荷を大幅に低減するための取組を効果的かつ安定的に進める観点からは、環境負荷の低減に資する取組が一部の農業者の点的な取組ではなく、地域でまとまりを持って実践されることが重要である。このため、「農地・水・環境保全向上対策」を活用し、地域の農業者全体でたい肥の施用、浅水代かきなどの地域の実情に即した環境負荷低減の取組を推進するとともに、化学肥料・化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則5割以上低減する等の先進的な取組を推進し、その面的拡大を図る。

<関連情報>

農林水産省HP「農地・水・環境保全向上対策」

(http://www.maff.go.jp/j/nousin/kankyo/nouti_mizu/index.html)

エ 農業生産資材・農業機械による環境負荷の低減のために特に留意すべき事項

(ア) 肥料による環境負荷の低減

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染が問題となっている地域のうち、肥料成分が汚染の原因に特定されている場合は、関係通知（注）に基づき、都道府県をはじめとする関係者は硝酸性窒素の溶脱を防止するため、地域における協議会の設置、土壌管理状況の把握・評価、適正施肥の推進等により具体的な汚染防止対策の実施及び改善状況の確認を行う。

注）：「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る水質汚染対策マニュアル」（平成13年7月2日付け環水管第118号、環水土第122号環境省環境管理局水環

境部水環境管理課長、土壤環境課地下水・地盤環境室長通知)及び「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る土壤管理指針」(平成13年7月2日付け13生産第2615号生産局農産振興課長通知)

(イ) 農薬による環境負荷の低減

河川や湖沼への農薬流出による水質及び水生生物への影響、周辺への飛散による被害等を防止するため、「水質汚濁防止のための農薬の適正使用の徹底について」(平成6年10月6日付け6農蚕第6086号農蚕園芸局長通知)に基づき地形や散布時の気象に十分配慮した農薬の使用の徹底を図る。特に、河川等に近接したほ場での農薬の適正な使用、種子消毒等の残液や廃液の適正な処理、農薬使用時の適正な水管理等により、水質への影響や魚介類への危被害の防止に努めるよう指導する。

さらに、農薬の水質等環境への一層の負荷軽減を図る観点から、農薬の使用及び河川等への農薬の流出の状況を把握し、これらの結果に基づき地方の実情に応じたよりきめ細かな農薬の使用方法の策定・普及の推進を図る。

(ウ) 農業機械による環境負荷の低減

窒素酸化物や粒子状物質による大気汚染の防止対策が強化される中で、平成18年4月に施行された特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)によって、公道を走行しない農業機械や建設機械等の特殊自動車(特定特殊自動車)についても、他の自動車等と同様、排出ガス規制の対象とされた。同法では、定格出力等ごとに定められた規制開始日以降に製造された農業機械(公道を走行できるもの、定格出力19kW未満のもの等は除く。)について、排出ガス基準等に適合した機械以外は使用できないこととされている。

このため、都道府県や農業機械に係る関係団体において、使用規制の直接の対象となる農業者等に対し、規制の趣旨・内容について、確実な周知を図るとともに、規制の対象となる農業機械の導入に際しては、排出ガス規制の対応状況を販売店や農業機械メーカーに確認したうえで導入するよう徹底する。

<関連情報>

農林水産省HP「農業機械の環境負荷低減対策」

(http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/huka_teigen/index.html)

環境省HP「特定特殊自動車排出ガス規制法について」

(http://www.env.go.jp/air/car/tokutei_law.html)

環境省HP「水質汚濁に係る環境基準について」

(http://www.env.go.jp/ki_jun/mizu.html)

(エ) 農業用プラスチック等の適正処理の推進

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づき、事

業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理するとともに、全ての産業廃棄物に産業廃棄物管理表（マニフェスト）を使用することが義務づけられている。農業者も同法の事業者に該当し、農業生産活動によって生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理する必要がある。

このため、農業用使用済プラスチックについては、長期展張性フィルムの利用等による排出量の抑制、使用済プラスチックを資源として再利用する循環型システムの構築に努める。また、地域において、農業者が使用済プラスチックの回収・処理のための経費を適正に負担するシステム等の確立を図り、野外焼却（野焼き）の禁止を徹底する。なお、ロールペール用ラップフィルム等の処理についても、農業用プラスチックの処理と同様に適正処理を徹底する。

<関連情報>

環境省HP「廃棄物処理の現状」

(<http://www.env.go.jp/recycle/waste>)

(2) 有機農業の推進

有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）に基づき、農林水産省では有機農業の推進に関する基本的な方針を平成19年4月27日に策定・公表した。現状では、有機農業に関する技術体系の確立とともに、国、都道府県及び市町村における有機農業の推進に向けた体制の整備等が重要な課題であることを考慮し、本基本方針は農業者が有機農業に積極的に取り組めるようにするための条件整備に重点を置いて定めている。このため、本基本方針に基づき、農業者その他の関係者及び消費者の協力を得て有機農業の振興の核となる地域の育成や技術開発の促進など有機農業の推進に関する施策を総合的に実施する。

特に、温暖で雨の多い我が国においては、病虫害が多発し、また、雑草の生育も旺盛であることから、こうした病虫害・雑草の防除に多くの労力やコストを要するなどの課題を抱えており、有機農業の推進に資する技術の確立が重要となっている。

このため、有機農業の実現に資すると見込まれる技術について、その導入効果や適応条件を把握するための試験及び調査を行うとともに、要素技術の組み合わせ等による地域の実態に応じた技術体系の確立・普及に努める。

2 省エネルギー・省資源型農業の推進

(1) 省エネルギー対策の推進

昨今の世界的な原油価格の変動並びに我が国の脆弱なエネルギー供給構造等の状況を踏まえ、省エネルギー・省資源のための技術指導について（昭和54年7月11日付け54企第297号農林水産大臣官房技術総括審議官通知）に基づき、省エネルギー・省資源対策に取り組む。

具体的には、施設園芸の省エネルギー対策として、平成20年3月に策定した「施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート」及び「施設園芸省エネルギー生産管理マニュアル」を活用し、①点検整備、清掃等による暖房機器の燃焼効率の低下防止、②保温

性の高い内張資材等の導入による保温性の向上や、循環扇の活用等による温室内の温度ムラの解消、③作物別や品種別の温度特性を踏まえた、生育ステージに合わせたきめ細かい最適温度の設定等による適正な温度管理等の基本技術の実践を、積極的に推進する。

さらに、④ハウス多層化、循環扇、廃熱回収機、多段階サーモ等、燃油使用量の低減効果の高い設備や技術の導入、⑤木質バイオマス利用加温設備、ヒートポンプ等の燃油依存度の低い先進的加温設備の導入の促進を図り、省エネルギー・省資源型の施設園芸への転換を強力に推進する。

このほか、農業機械分野についても、燃料となる軽油や灯油の消費量を低減していくことが有効であることから、水田作において省エネルギー効果の高い穀物遠赤外線乾燥機等の普及を引き続き推進するとともに、平成19年6月に取りまとめた「農業機械の省エネ利用マニュアル」（平成21年3月改定）及び「農業機械の省エネ利用チェックシート」（平成19年11月策定）を活用し、機械が本来の燃費性能を発揮するための保守点検、トラクター、コンバイン、穀物乾燥機等の燃費を改善するために留意すべき作業方法の実践を徹底する。

<関連情報>

農林水産省HP「農業における燃油・肥料等高騰対策」

(http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/nenyu_koutou/index.html)

農林水産省HP「農業機械化対策情報」

(http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/index.html)

(2) 施肥低減対策の推進

国内の多くのほ場では、肥料が過剰に施用される実態にあり、作物に利用されない肥料成分が土壤中に蓄積したり、環境負荷の原因となっている。特に、過剰な窒素成分が土壤微生物等の作用を受けて生成され大気中に放出される一酸化二窒素や、水系中に溶出される硝酸性窒素は、温室効果ガスや水質汚濁の原因物質として、その排出量の抑制が求められている。

また、化学肥料の原料となる化石燃料や鉱物資源には、国内では産出されず枯渇が懸念される資源も含まれることから、その無駄のない利用が重要となっている。

こうした中、肥料の効率的な利用により施肥量を抑制するための各種取組を推進する。
(前掲 I (IV) 2 (2))

3 バイオマス利活用等の推進

バイオマスは生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生可能な資源であり、バイオマスの利活用を推進することは、循環型社会の形成や地球温暖化の防止といった意義はもちろん、新たな戦略的産業の育成や農林漁業、農山漁村の活性化にもつながるものであり、持続的に発展可能な社会を目指す上で不可欠なものである。

このため、政府においては、「バイオマス・ニッポン総合戦略」（平成18年3月31日閣議決定）に基づき、バイオ燃料の利用促進やバイオマスタウン構築の加速化に取り組んでいるほか、平成21年9月に施行された「バイオマス活用推進基本法」に基づいて、

総合的かつ計画的なバイオマスの利活用を図っていく。

このような政府の取組も踏まえ、地方公共団体や試験研究機関、普及指導センター等においても、地域に広く薄く存在するバイオマスの特性から、その地域に適切な高バイオマス量の品種の育成や普及、農林バイオマス3号機といった地域で効率的に利用できる小規模分散型システムの開発・導入を推進する。

さらに、農山漁村に豊富に存在するものの、十分に活用が図られていない太陽光、小水力、風力といった再生可能エネルギーの利活用を推進する。

<関連情報>

農林水産省HP「バイオマス・ニッポン」

(<http://www.maff.go.jp/j/biomass/index.html>)

(1) 日本型バイオ燃料の生産拡大

バイオ燃料については、「国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けた工程表（平成19年2月総理報告）」に基づき、原料の調達からバイオ燃料の製造・供給まで地域の関係者が一体となった実証事業を行うなど、バイオ燃料の生産拡大に向けた取組を推進している。国産バイオ燃料を大幅に生産拡大するためには、①資源作物の開発、②収集・運搬コストの低減、③変換効率の向上などの技術的課題を解決し、我が国の未利用バイオマスを最大限に活用する必要がある。

他方、世界的なバイオ燃料の生産拡大が穀物価格の高騰の原因の一つとして指摘されていること等を踏まえ、稲わらや間伐材など食料供給と両立できる第2世代のバイオマス利用を推進する必要がある。

これらの技術的課題や社会的要請を踏まえ、未利用バイオマスについて、生産現場と連携した収集・運搬システムや効率的に収集する高性能機械の開発等を行い、バイオマスの収集・運搬に係る費用を低コスト化を図るための技術開発を推進する。

さらに、バイオマスのエネルギーへの変換効率の課題に対しては、バイオマスの有機成分のほぼ全量をガス化し、高いエネルギー変換効率を実現する農林バイオマス3号機等の先進的なバイオマス施設の開発・導入を推進する。

また、ソフトセルロース（第2世代バイオマス）の利活用技術の確立を行うため、収集・運搬技術の開発・導入、酵素等を用いて効率的にバイオ燃料を製造する技術の開発・導入等の技術認証を一体的に行う。

<関連情報>

農林水産省HP「農林漁業バイオ燃料法関連情報」

(<http://www.maff.go.jp/j/kanbo/bio/nenryoho/index.html>)

(2) バイオマスタウン構築の加速化

バイオマスは広く薄く存在するという特性を持つため、市町村が中心となり、その賦存量や利活用の可能性などの地域の特性を踏まえたバイオマスの利活用、システムを構築する必要がある。そのため、地域内のバイオマスを総合的に利活用するシステムを目

指した「バイオマスタウン構想」の策定とその実現に向けた取組を推進している（平成21年9月末現在、218地区219市町村が構想を公表）。

今後は、バイオマスタウン構想の実現及び一層の普及に向け、「バイオマスタウン加速化戦略」（平成21年3月策定）に基づき、バイオマス変換技術の確立やコストの低減を図る等の技術開発と共に、これらの技術の情報発信を進める。また、地域の農林漁業者や地方公共団体等と連携し、安定的なバイオマスの供給体制を構築することにより、都市地域と農村地域の連携や広域での取組といった国民参加型のバイオマスタウン構想への発展を図る。

(3) 再生可能エネルギーの利用拡大

農山漁村に豊富に存在する太陽光、小水力、風力といった再生可能エネルギーの有効活用を図ることは、原油価格に左右されない安定した農林漁業経営に資するのみならず、温室効果ガスの排出削減や地域における新たな雇用の創出に大きく寄与するものであり、普及を進めていく必要がある。

このため、農山漁村地域における再生可能エネルギー供給施設の導入円滑化に向け、導入方策の調査・設計を進めるとともに、施設整備に係る支援を推進する。

(4) 家畜排せつ物のたい肥化の推進

家畜排せつ物の有効利用を旨とする資源循環型畜産を推進する観点から、自給飼料の生産の基盤を有する畜産経営については、生産したたい肥を自給飼料の生産等に利用するよう努めることが重要である。また、家畜に給与する飼料の多くを購入飼料で賄っている畜産経営については、耕種部門の農業者との連携（耕畜連携）の強化を通じ、地域としてたい肥の利用が促進されるようにすることが重要である。

このため、都道府県においては、たい肥の利用の促進のための協議会の機能強化等を図るなど、耕畜連携を推進するための体制の整備に努める。

また、地域におけるたい肥の供給者及び需要者が必要とする情報（家畜排せつ物の畜種別供給量、成分、施用する作物の種類、運搬・散布の有無等）を収集し、整理するとともに、そのネットワーク化の推進に努める。

<関連情報>

農林水産省HP「畜産環境対策」

(<http://www.maff.go.jp/j/chikusan/kankyo/taisaku/index.html>)

4 農業分野における地球温暖化対策の推進

温室効果ガスの排出量削減（1990年比25%減）に資するため、農業分野においても、温室効果ガス排出削減・吸収に向けた地球温暖化対策を強力に推進する必要がある。

このため、農林水産省においては、

- ① 森林吸収源対策、バイオマス資源の循環利用や施設園芸・農業機械等の省エネルギー対策等の地球温暖化防止策
- ② 地球温暖化の農林水産業への影響に対応するための品種の開発や栽培体系の見直し等

の地球温暖化適応策

③ 農林水産分野の地球温暖化防止策及び適応策の技術を活用した国際協力を総合的に推進する。

さらに、農林水産分野における排出削減努力を一層引き出すため、排出量取引や「CO₂の見える化」などの新たな経済的手法の導入に取り組む。

(1) 温室効果ガス排出削減対策の技術開発

これまで研究開発を実施してきた温室効果ガス排出抑制技術について、生産現場への普及の早期実現に向け、実証試験など引き続き研究開発を推進する。このうち水稻の栽培技術（有機物管理・水管理）については、これまでの研究結果を踏まえ、第1約束期間内における普及に向けた取組を進める。

また、森林、農地等の農林水産生態系における炭素等の蓄積・放出メカニズムの解明による炭素・窒素循環統合モデルの開発、排出削減技術、炭素吸収源機能を向上させる生産技術や農地土壌への炭素貯留技術等の開発を推進する。

さらに、家畜排せつ物から発生するメタンガスのエネルギー利用や、有用物質の抽出・新肥料化などの家畜排せつ物の総合的・効率的な利用技術の開発など、畜産業における温室効果ガスの削減のための技術開発を推進する。

(2) 温暖化対策を推進するための 新たな経済的手法の導入

ア 農業分野における排出量取引

排出量取引の一形態である国内クレジット制度は、大企業の資金や技術の提供により農業者や中小企業等が省エネを実施し、そこで生じたCO₂排出削減量＝「クレジット」を大企業等が購入する仕組みであり、農業の現場における温室効果ガス排出削減にインセンティブを与えるものである。

一方、農業分野においては、農業者の排出削減の実績を取引に繋げる「排出削減方法論」の整備が不十分なこと、農家一件あたりのクレジットが小さく個別に取り組んだ場合には取組コストに見合わないこと、買い手である企業等との接触機会が少ないことなどが原因で、排出量取引への参加が進みにくい状況にある。

このため、農林水産省では、農林水産業における排出量取引の国内統合市場の試行的実施等推進検討会において、農業で発生するCH₄やN₂O等の温室効果ガス排出削減の取組をクレジット化する妥当性や、売り手と買い手のマッチングの方策等について検討し、平成21年8月に「検討結果報告」を公表した。

当該検討結果も踏まえ、現場の取組を反映した排出削減方法論の策定を進める。また、農業者団体等をアグリゲーター（とりまとめ者）とし、複数の農家等を束ねることによる農家各々のコスト負担軽減、クレジットの買い手とのマッチングなどを推進することにより、農業関係者等の排出量取引への参画を促進するとともに、取組の増加による第三者審査機関の審査費用低減などを図る。

イ 農業分野における「CO₂の見える化」

農業関係者は、バイオマスの循環利用、施設園芸・農業機械の省エネ化、環境保全

型農業の推進による施肥量の適正化・低減等の温室効果ガス排出削減に取り組んでいるが、そうした努力を消費者に伝える手段は十分には整っていない。

農業関係者の温室効果ガス排出削減の努力、バイオマスの化石資源代替効果等を消費者に見えるようにすれば、地球温暖化対策への配慮ある消費行動を促すことが可能になるとともに、地球温暖化対策に資する農業や農産物を振興することにもつながる。

このため、農林水産省では、農林水産分野における「CO₂の見える化」の展開方向、具体化に向けた課題等についてとりまとめ、平成21年3月に「農林水産分野における省CO₂効果の表示の指針」を公表した。本指針に基づき、CO₂排出量の適切な算定方法等について検討するとともに、農業現場における各種排出基礎データの収集を行い、農業者が「CO₂の見える化」の取組みやすい環境を整備する。普及の現場では、これらを活用した「CO₂の見える化」により、消費者に対する積極的なPR等を指導する。

<関連情報>

農林水産省HP「農林水産省地球温暖化対策総合戦略」

(http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/s_ondanka/senryaku.html)

農林水産省HP「地球環境小委員会」

(<http://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/kikaku/kankyo/>)

農林水産省HP「農林水産業における排出量取引の国内統合市場の試行的実施等推進検討会」

(http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/s_haisyutu/index.html)

国内クレジット制度HP

(<http://jcdm.jp/>)

農林水産省HP「農林水産分野における省CO₂効果の表示の指針」

(http://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/kankyo/090401_1.html)

(3) 農地土壌の温室効果ガスの吸収源としての機能の活用

これまで、我が国の農地土壌が有する温室効果ガスの吸収源としての機能及び本機能の向上に効果の高い営農活動に関する科学的な知見を集約し、平成20年3月に「地球温暖化防止に貢献する農地土壌の役割について」を取りまとめた。

農地土壌は、たい肥の施用、緑肥の導入等の適切な土壌管理を通じて、炭素を貯留することが可能であり、温室効果ガスの吸収源として重要な役割を有していることが明らかになりつつある。京都議定書の次期枠組み（ポスト京都議定書）においても、森林吸収源に加え、新たに農地土壌の温室効果ガスの吸収源としての機能の活用が議論されている。このため、地方公共団体においては、こうした農地土壌が有する新たな価値を農業者や消費者などへ伝えるよう努める。また、政府が進める、農地土壌への炭素貯留に効果の高い営農活動を見極めるための実証事業への参加を農業者や組織する団体へ促すよう努める。

これらの取組に加え、農地土壌を将来にわたって健全な状態で保全するための基礎データとなる炭素含有量など種々の情報について定期的にモニタリングを実施する。また、

基盤整備による農地土壌の炭素貯留機能を向上させるための実験事業を実施する。

<関連情報>

農林水産省HP「地球環境小委員会」

(<http://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/kikaku/kankyo/>)

(4) 地球温暖化適応策の技術開発

これまで研究開発を実施してきた地球温暖化適応策については、①高温年でも外観品質が優れている水稻品種「にこまる」の育成、②暖冬であっても茎立ち期の変動の少ない麦品種「イワイノダイチ」の育成、③ブドウ「安芸クイーン」の着色不良を改善する技術（環状はく皮処理）などの研究成果を、生産現場へ早期に普及するよう努める。また、現在、地球温暖化により気温上昇等が進行していること等も考慮して、生産現場のニーズを踏まえ、水稻、畑作物、野菜、花き、果樹、茶、畜産、飼料作物について、地球温暖化に適応した品種育成や栽培管理技術及び飼養管理技術の改善などの生産安定技術の開発を推進する。

なお、地球温暖化の農業への影響と適応策の導入状況を把握するため、全国調査を行うと共に、その結果を地球温暖化影響調査レポートとして公表しており、地球温暖化適応策の有効性等についての理解の促進を図る。また、産地における温暖化適応策の取組を推進するため、専門家によるサポートチームの結成や産地診断等による助言・指導等の取組を推進する。

5 農業分野における生物多様性保全の推進

農業は、自然の多様な生物が関わる循環機能を利用する活動であるとともに、多くの生きものにとって、貴重な生息・生育環境を提供し、田園地域・里地里山といった特有の生態系を形成・維持するなど生物多様性保全に貢献している。

このため、「農林水産省生物多様性戦略」に基づき、有機農業をはじめとする環境保全型農業の推進、生物多様性に配慮した生産基盤整備の推進等、生物多様性保全をより重視した農業の推進を図る。

また、生物多様性に関する社会的な関心が高まる中、平成22年10月に名古屋市で生物多様性条約第10回締結国会議（COP10）が開催される予定であり、様々な場において水田をはじめとする我が国の農業が生物多様性保全に果たす役割の重要性等について発信し、国民の理解を得るよう努める。

<関連情報>

農林水産省HP「農林水産省農林水産省生物多様性戦略」

(http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/s_senryaku/)

(1) 生きものマークの活用等による国民理解の推進

農業は、生産性や有用性だけを追求する業ではなく、国民の食を支え、自然環境を形づくり生物多様性を支えている。それは、農業者の毎日の営みの中で維持されてきたも

のであるが、このような農業と生物多様性の関係はあまり知られておらず、国民理解を促進する必要がある。

そのためには、まず農業者自身が、農産物と同時に多くの生きものを育てていること、自分たちが地域の多様な文化の担い手であることに気づき、誇りを持って発信する必要がある。

発信する方策の一例として、生物多様性保全の取組を地域の生きものをシンボルとして分かりやすく伝える「生きものマーク」は生産者と消費者の双方をつなぎ、生物多様性保全に貢献する農林水産業への国民の理解を深める手段として有効である。このような取組を全国各地に広げ、それぞれ地域の取組に対する共感を得ることにより、農業が身近な生きものや自然環境の保全に貢献していることへの理解の促進を図る。

<関連情報>

農林水産省HP「生きものマーク」

(http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/s_ikimono/index.html)

(2) 生物多様性指標の開発

生物多様性保全を重視した農林水産施策を効果的に推進するため、農林水産省では平成20年度より、農林水産業が生物多様性に与える効果を定量的に把握することが可能な、科学的根拠に基づく生物多様性指標の開発に着手している。

農業分野においては、農法や農業技術の違いにより影響を受けやすい生物種などを中心に指標候補として選抜するとともに、現場レベルで評価可能なそれぞれの指標生物に応じた簡便な評価手法を開発する。

(3) 生きもの調査の実施

環境保全型農業等の生物多様性保全を重視した取組の効果を計る一つ的手段である生きもの調査についても、様々な方法で取り組むことが重要である。例えば、生産者が生きもの調査を実施することにより、自身の取組の効果を実感でき、持続可能な取組につながることを期待される。また、子どもや消費者等を交えての実施や調査結果の公開により農業が生物多様性保全に果たす役割が理解され、地域農業を住民自らが支えていこうという機運が高まることも期待される。

このため、地方公共団体においては、地域の実態を独自に把握する取組を推進するとともに、得られたデータを全国的に共有できる体制の整備に努める。